

# 桜川地域包括支援センター運営規程

## (指定介護予防支援事業所運営規程)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人小茂根の郷が開設する「桜川地域包括支援センター」(以下「事業所」という。)が行う介護予防支援又は第1号介護予防支援事業(以下「介護予防支援等」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の担当職員が要支援状態にある利用者に対し、適正な介護予防支援等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所が行なう介護予防支援等は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとする。

- 2 事業所が行なう介護予防支援等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 介護予防支援等の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 介護予防支援等の実施にあたっては、関係区市町村、他の指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的なサービスを含めた地域における様々な取組み等との密接な連携を図るものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 介護予防支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 桜川地域包括支援センター
- 二 所在地 東京都板橋区東新町2丁目36番5号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供にあたる。
- 二 担当職員 5名以上(保健師又は看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員等)  
担当職員は、第2条の運営方針に基づき、適正な介護予防支援等の提供にあたる。

### 三 その他の職員

その他必要に応じて職員を若干名置くことができる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、祝祭日、国民の休日及び12月29日から翌1月3日までは休業日とする。

二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

#### (介護予防支援等の方法、内容及び利用料等)

第6条 介護予防支援等の方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

一 事業所は、介護予防支援等の提供を求められた場合は、その利用者の被保険者証によって、資格、要支援認定等の有無、認定の有効期間を確かめるものとする。

二 事業所は、介護予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対しこの運営規程の概要及び利用者申込者のサービスの選択の参考となると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護予防支援等提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

三 事業所は、介護予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ、サービス計画が運営の方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

四 事業所は、介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び、連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めなければならない。

五 担当職員は、サービス計画書の作成にあたって利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握（アセスメント）を行う。このアセスメントにおいて使用する課題分析票は「介護予防プランアセスメントシート」等とする。

六 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、サービス計画の原案を作成する。当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、サービス計画及びサービス事業者等に関し利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整を行う。また、サービス担当者会議を利用者の居宅等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- 七 担当職員は、サービス計画原案に位置づけた介護予防サービス等について保険給付等の対象となるか区分したうえで、当該計画原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 八 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービス計画書に基づいた個別の計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態に関する報告を少なくとも月1回聴取するものとする。
- 九 担当職員は、介護予防サービス事業者等利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師（以下「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。
- 十 担当職員は、サービス計画の作成後、サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 十一 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- 十一の二 前号の場合において、担当職員はサービス計画を作成した際には、当該サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- 十二 担当職員は、モニタリングにあたっては、利用者の居宅に3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときに訪問し、利用者と面接する。また、利用者等への連絡を少なくとも月に1回行うものとする。
- 十三 担当職員は、サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況等について評価する。

2 第7条に定める事業の実施地域外で行う介護予防支援等に要した交通費は、利用者の同意を得て実費分を徴収するものとする。

#### （事業の実施地域）

第7条 事業の実施地域は、板橋区小茂根三丁目・四丁目・五丁目、東山町、東新町2丁目、桜川1～3丁目とする。

#### （事業の委託）

第8条 事業所は、介護予防支援等を行うにあたって、サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保存等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。ただし、地域包括支援センター運営協議会での協議を経て承認を得ることを必要とする。

#### (研修)

第9条 事業所は、担当職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 一 採用時研修 | 採用後 1か月以内 |
| 二 繼続研修  | 年2回以上     |

#### (秘密保持)

第10条 事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所に従事しなくなった後も同様である。

- 2 前項の規程を遵守するため、事業所の設置者は、従事者との雇用契約にあたって秘密保持を遵守する旨の文書の提出を求める。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

#### (業務継続計画)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るために計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所の職員に対し、業務継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うものとする。

#### (感染症の予防及びまん延防止のため措置)

第12条 事業所は、感染症が発症し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じる様に努める。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延しないように、指針を整備する。
- 3 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為、研修及び訓練を定期的に実施する。
- 4 感染症の予防及びまん延防止の対策検討委員会を概ね6か月に1度開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図る。

#### (虐待の防止)

第13条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次の各号に掲げる措置を講じる様に努める。

- 1 虐待防止の措置を講じるための担当者を置くこととする。
- 2 成年後見制度の利用を支援する。

- 3 苦情解決体制を整備しています。
- 4 事業所の職員に対して虐待防止のための研修を定期的に実施することとする。
- 5 虐待防止の為の指針を整備する。
- 6 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を担当職員に周知徹底を図る。

(苦情・ハラスメント処理)

第 14 条 事業所は、介護予防支援等またはサービス計画書に位置づけられたサービス等に対して利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントがあった場合、あらかじめ定められた処理方針に則り適切、かつ誠実・迅速に対応するものとする。対応に当たっては、関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 利用者に対する介護予防支援等の提供により、事故が発生した場合は、速やかに、関係機関や利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。  
2 利用者に対する介護予防支援等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第 16 条 事業所の会計は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの会計期間とする。

- 2 事業所は、事業所の運営規程の概要など、サービスの選択に必要な重要事項を事業所内に掲示するものとする。
- 3 事業所従事者は、サービスの提供を強要、または利用者やサービス事業者からの金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 事業所は、運営、設備、職員、会計等に関する諸記録の整備を行なう。また、指定介護予防支援に関する記録は、サービス終了後 5 年間保存しなければならない。
- 5 事業の運営に関し、この規程に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 22 年 7 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 22 年 9 月 16 日から改定する。

この規程は、平成27年1月1日から改定する。

この規程は、平成27年9月1日から改定する。

この規程は、平成28年4月1日から改定する。

この規程は、2019年6月1日から改定する。

この規程は、2019年10月1日から改定する。

この規程は、2022年4月1日から改定する。

この規程は、2023年2月13日から改定する。

この規程は、2024年4月1日から改定する。

## 桜川地域包括支援センター 利用料金表

2024年4月1日現在

介護予防支援料及び介護予防ケアマネジメント料（以下「介護予防支援料等」といいます。）は、1ヶ月当たり下表のとおりです。ただし、初回月に限り3,420円が加算されます。介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合にも3,420円が加算されます。

なお、法定代理受領により当事業所の介護予防支援等に対し介護保険給付費または地域支援事業費（以下「保険給付費等」といいます。）が支払われる場合、利用者様の自己負担はございません。

介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、保険給付費等が法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただきます。サービス提供証明書（領収書）を発行致しますので、サービス提供証明書を後日、区役所の窓口に提出し払い戻しの手続きをしてください。

サービス種別	利用サービス	介護予防支援料等
①予防給付 (訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～③のいずれかを含む」サービス利用	4,993円
②国基準相当サービス	「④のみ」又は「④及び⑤」のサービス利用	4,845円
③区独自緩和型サービス	「⑤のみ」のサービス利用	3,636円
④短期集中型サービス ⑤住民主体型サービス		
⑥事業の実施地域外で行う介護予防支援等に要した交通費	利用者の同意を得て実費分を徴収するものとする。	実費相当分

# 桜川地域包括支援センター

## 重要事項説明書

### 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

2024年4月1日現在

#### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3959-7485

担当 \_\_\_\_\_

※ご不明な点は、何でもおたずねください

#### 2. 事業所の概要

##### (1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	桜川地域包括支援センター
所在地	東京都板橋区東新町2丁目36番5号
事業者番号	1301900047
サービス提供地域	板橋区小茂根3~5丁目、東山町、東新町2丁目、 桜川1~3丁目
その他	生活保護法指定介護機関

##### (2) 同事業所の職員体制

板橋区との契約条項第3条の職員配置に基づき、下記の職種と人員の配置基準を満たす努力を行う。

資格	人数
主任介護支援専門員	1名以上
社会福祉士	1名以上
保健師等 (経験のある) 看護師	1名以上
介護支援専門員など	1名

計5名以上(板橋区人員配置基準)

##### (3) 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日	午前9時～午後5時
日・祭日及び 年末年始(12/29～1/3)	休日

### 3. 利用料金

#### (1) 利用料

介護予防支援料及び介護予防ケアマネジメント料（以下「介護予防支援料等」といいます。）については原則として自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたりの料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書(領収書)を発行します。

このサービス提供証明書を、後日区役所の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

※ 「利用料金表」 参照

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

#### (3) 解約料

ご利用者様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、サービス計画の作成段階途中で解約した場合	利用料金の全額
国民健康保険団体連合会へ「給付管理票」を提出した後に解約した場合	料金は一切かかりません

### 4. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずはお電話または事業所にてお申し込みください。当事業所職員がご自宅を訪問します。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の介護予防支援事業所をご紹介します。

##### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了します。

・ご利用者様の要介護認定区分が、介護保険の非該当または要介護と認定された場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。

・ご利用者様が亡くなられたとき、または被保険者資格を喪失されたとき

##### ④ その他

ご利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 5. 当事業所の介護予防支援等の特徴

### (1) 運営方針

- ① 介護予防支援等は、ご利用者様が住み慣れた地域でいつまでも自立した日常生活が営めるよう配慮します。
- ② サービス計画は、サービスをご利用になる方の心身の状況、環境に応じて、保健・医療・福祉のサービスの事業者やボランティア等の中から、ご利用者様が選択し、総合的、効率的に利用できるように配慮して作成します。
- ③ サービス計画の作成やその他の支援は、ご利用者の意思・人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って公正中立に行います。
- ④ 職員は正当な理由なく、業務上知り得たご利用者様またはご家族様の秘密をもらすことはありません。会議や関係機関と連絡をとる必要がある場合などは、あらかじめご利用者様やご家族様の同意を文書でいただきます。

### (2) 介護予防支援等の実施概要等

- ① 最初にご利用者様の介護保険被保険者証を見せていただき、認定された介護度等や有効期間を確認します。
- ② サービス計画を作成するためには、ご利用者様が日常生活を営むために解決しなければならない課題を明らかにしなければなりません。そのためにご利用者様の心身の状況や住まいの状況、ご家族様のことなどを、家庭訪問してお話を伺います。訪問日はあらかじめご連絡します。
- ③ サービス計画は、ご利用者様やご家族様のご希望と解決すべき課題と自立するために必要な支援をもとに作成し、所定の書式により計画原案として提示します。
- ④ 利用者様には、複数のサービス事業所等を紹介するよう求めることができます。また、当該事業所をケアプラン位置づけた理由を求めるすることができます。
- ⑤ サービス計画(案)は、サービス計画作成のご依頼を受けてから5日以内に提示いたします。但し、5日以内に提示することができない場合には、理由を説明したうえで提示できる予定期をお知らせします。
- ⑥ サービス計画(案)についてご了解が得られればサービス担当者会議を開催し、計画に盛り込まれたサービス内容や回数、日時について調整をします。
- ⑦ 介護予防サービス等の提供できる目途を立てた上で、再度、サービス計画の説明をし、文書で同意をいただきます。
- ⑧ 介護予防支援等の開始に際し、あらかじめ利用者様又はそのご家族様に、利用者様について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ⑨ 担当職員は、利用者様が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、ご利用者様の同意を得て、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。この場合において、担当職員はサービス計画を作成した際には、当該サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ⑩ 介護予防サービス等のご利用は、それぞれの介護予防サービス事業者等とご利用者様の契約が成立してからとなりますので、それぞれの介護予防サービス事業者等には、契約手続きをするように担当職員から連絡をします。
- ⑪ 担当職員は、介護予防サービス事業者等から利用者様に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者様の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者様の同意を得て主治の医師等又は、薬剤師に提供します。

### (3) サービス計画作成後の継続支援

- ① サービス計画どおりサービスが提供されているかどうか、計画を変更しなければならない状況が発生しているなどを継続的に把握し、サービス提供者と調整します。
- ② 継続支援の担当者は\_\_\_\_\_です。
- ③ 担当者を変更して欲しい場合にはご相談ください。
- ④ 訪問や会議等に関することは記録をし、契約終了後5年間保存します。
- ⑤ 記録はご利用者様からのご要望があれば開示します。
- ⑥ ご利用者様の要支援認定の更新申請等の代行を行います。

### (4) サービス利用のためのポイント

事 項	備 考
担当職員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
課題把握の方法	介護予防支援アセスメント票等
職員への研修の実施	職場研修及び外部研修 年2回以上 採用時研修 採用後1か月以内

## 6. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- ④ 事業者の職員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持します。

## 7. 事故への対応

- ① 事業者は、サービスの提供にともなって利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用の家族や関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 8. サービスに関する苦情について

### (1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

苦情は面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が受け付けます。受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。

社会福祉法人 小茂根の郷

(電話：03-3959-7421 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00)

苦情受付担当者 花村 潤（事務長）

苦情解決責任者 杉田 美佐子（施設長）

(2) その他

- ・板橋区介護保険苦情相談室

電話：03-3579-2079

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

- ・東京都国民健康保険団体連合会

電話：03-6238-0177 ※苦情相談窓口専用

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

## 9. 運営法人の概要

・名称 社会福祉法人 小茂根の郷

・代表者 理事長 荘 隆一郎

・所在地 東京都板橋区小茂根4丁目11番11号 Tel 03-3959-7421

・介護予防支援事業所管理者 赤迫 秀明

社会福祉法人小茂根の郷 定款の目的に定める事業

1 東京都指定介護老人福祉施設

東京武蔵野ホーム

2 東京都指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所

東京武蔵野ホーム

3 東京都指定通所介護・介護予防通所介護事業所・板橋区指定認知症通所介護事業所

こもね在宅サービスセンター

4 東京都指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所

こもねヘルパーステーション

5 東京都指定居宅介護支援事業所

こもね介護計画センター

6 東京都指定訪問看護・介護予防訪問看護事業所・居宅療養管理指導事業所

こもね訪問看護ステーション

7 板橋区受託事業

・板橋区桜川地域包括支援センター（地域包括支援事業）

・大谷口上町けやき苑、桜川けやき苑（生活援助員業務）

協力病院 東京武蔵野病院

練馬総合病院

上記重要事項について、説明をし同意を得交付しました。

事業者名 桜川地域包括支援センター

住所 東京都橋区東新町2丁目35番6号

説明者氏名

上記内容の説明を受け、同意をし交付をうけました。

年 月 日

利用者氏名

(代理人氏名 )